

# 「(抜粋)社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」

(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号 厚生労働事務次官通知 別紙)

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人 又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市 (沖縄県及び那覇市を除	3 / 4	2 / 3

				く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）		
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第 2条第2項第 7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市 (沖縄県及び 那覇市を除 く。ただし、 「障害者支援 施設等におけ る防犯対策等 の強化に係る 整備について」による整備はこの限り ではない。)	3 / 4	2 / 3
(3) 障害福祉 サービス事 業所等						
7 障害福祉 サービス事 業所(療養 介護を除 く。)	障害者総合支 援法第79条 第2項	障害者総合支 援法第79条 第2項に基づ き事業を実施 する法人(社 会福祉法人、 医療法人、日 本赤十字社、 公益社団法人、 一般社団法 人、公益財 団法人、一般 財団法人、NPO 法人、営利法 人等。以下	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3

		「社会福祉法人等」という。）				
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(5) 身体障害	身体障害者福	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は	3 / 4	2 / 3

者社会参加 支援施設	祉法第28条 第3項			指定都市若し くは中核市		
(6) 児童福祉 施設等						
ア 障害児入 所施設	児童福祉法第 35条第4項	社会福祉法人 又は日本赤十 字社若しくは 公益社団法人 又は公益財団 法人	児童福祉法 第56条の 2第1項	都道府県又は 指定都市若し くは児童相談 所設置市	3 / 4	2 / 3
イ 児童発達 支援セン ター	児童福祉法第 35条第4項	社会福祉法人 等	児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県又は 指定都市若し くは児童相談 所設置市	3 / 4	2 / 3
ウ 児童発達 支援事業 所、放課 後等デイ サービス 事業所	児童福祉法第 34条の3第 2項	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3
(7) 居宅訪問 型児童発達 支援事業 所、保育所 等訪問支援 事業所及び 障害児相談 支援事業所	児童福祉法第 34条の3第 2項	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3
(8) 福祉ホー ム	障害者総合支 援法第79条 第2項	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3
(9) 応急仮設 施設	平成17年1 0月5日社援 発第1005010号	本表中の施設 の種類ごとに 定められてい	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3

	厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	る設置者				
(10) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(11) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(12) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3